

砂 防 課

土砂災害から命を守るために
ハード・ソフト一体の総合対策

ハード対策

対策施設の整備と長寿命化

- ・砂防事業（砂防えん堤、溪流保全工 等）
- ・地すべり対策事業（排水工、抑止杭 等）
- ・急傾斜地崩壊対策事業（擁壁、崩壊抑止工 等）
- ・整備済既存施設の適正管理

ソフト対策

警戒避難体制の整備

- ・「土砂災害警戒区域等」の指定推進
- ・「土砂災害警戒情報」の発表、情報システム整備 等
- ・普及啓発、土砂災害ハザードマップ等の作成支援

令和4年8月3日からの大雨や、令和3年7月1日からの大雨、令和2年7月豪雨、令和元年の台風第19号など、気候変動に伴い毎年のように全国で土砂災害が頻発、激甚化しており、本県でも、平成25年9月の台風18号や令和2年7月豪雨による土砂災害が発生しています。

県内には、土石流危険溪流2,129箇所、地すべり危険箇所62箇所、急傾斜地崩壊危険箇所2,719箇所など、計4,910箇所の土砂災害危険箇所があり、その分布は守山市と豊郷町を除く17市町におよんでいます。また、県北部には、計443箇所の雪崩危険箇所があります。

こうした危険箇所における人命・財産を守るため、ハード対策として、砂防事業・地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業（雪崩対策を含む）による施設整備を行っています。

また、土砂災害等による犠牲者ゼロを目指し、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定推進・大雨時の土砂災害警戒情報等の提供・砂防出前講座等、警戒避難体制の整備に向けたソフト対策に取り組んでいます。

1 砂防事業

■ 突然襲ってくる土石流から人命を守る

砂防指定地は1,429箇所、面積は32,979haで県土の8.20%を占めており、土石流危険溪流の整備率は19.4%となっています（令和5年3月31日現在）。



透過型砂防堰堤

榎川支流（湖南市）

山地の荒廃を防止し、溪床の安定を図るとともに、土石流による災害から県民の生命・財産を守るため、砂防堰堤や溪流保全工等を実施しています。



不透過型砂防堰堤

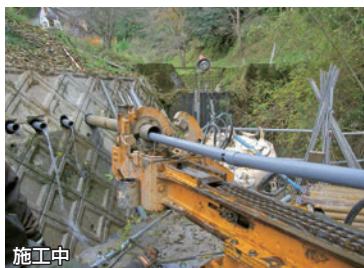
アコ谷（高島市）

2 地すべり対策事業

■ 広範囲に被害を及ぼす地すべりを防ぐ

地すべり防止区域は17箇所、面積は165haで県土の0.04%、地すべり危険箇所の整備率は16.1%となっています（令和5年3月31日現在）。

地すべり災害を未然に防止するため、人家や公共施設、また避難場所や避難路の保全のため横ボーリング工やアンカー工等の対策工事を実施します。



施工中



竣工

観音寺地区（栗東市）

3 急傾斜地崩壊対策事業（雪崩対策事業含む）

■ 突然起こるがけ崩れから人命を守る

急傾斜地崩壊危険区域は538箇所、739haで県土の0.18%、急傾斜地崩壊危険箇所の整備率は28.4%となっています（令和5年3月31日現在）。



大君ヶ畑2地区（多賀町）



相撲庭地区（長浜市）

がけ崩れは、一瞬にして多くの人命や財産を奪います。このため、危険度の高い箇所から急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、人家や公共施設等を保全するため、擁壁工や法面工等を実施しています。

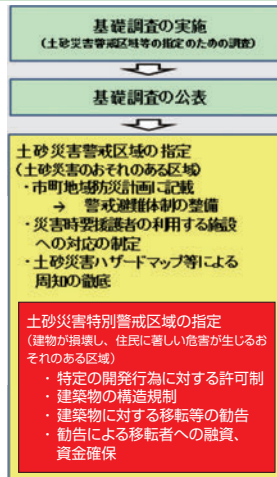
4 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

■ 土砂災害警戒区域等の周知を図る

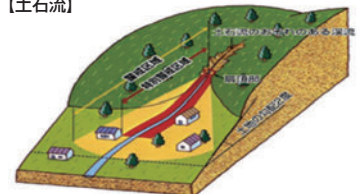
全国各地であとを絶たない土砂災害から命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等が必要となっています。

上記の施策を確実に進めるために、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」の指定によりリスク情報の周知を図ります。

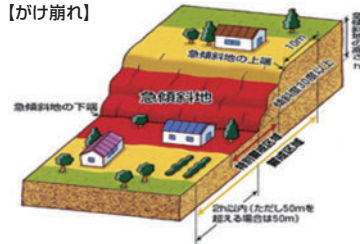
滋賀県では、令和4年度末現在、6,833区域が「土砂災害警戒区域」に指定されていますが、今後も、高精度な地形情報を用いて新たなリスク箇所の把握に努めるほか、施設整備や土地利用の変化等を踏まえた見直し調査を継続して実施していきます。



「土砂災害警戒区域等」のイメージ【土石流】



【がけ崩れ】



5 土砂災害警戒情報の発表、情報システムの整備 等

■ 土砂災害発生の情報提供を行う

大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときに、県と気象台が共同で、市町単位で「土砂災害警戒情報」を発表しています。

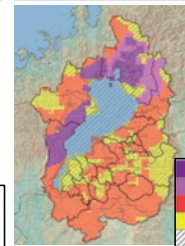
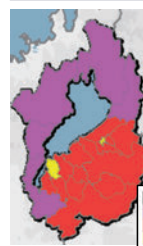
また、滋賀県土砂防災情報システムにより、「土砂災害降雨危険度（1kmメッシュ情報）」等の補足情報を配信しており、県のメール配信サービス等と併せて、市町の避難指示や地域の自主避難の判断等に活用されています。

滋賀県土砂防災情報システムは、モバイル端末を含むインターネット環境下でご覧いただけます。

滋賀県土砂防災情報システムによる「土砂災害警戒情報」等の配信

「土砂災害警戒情報（市町単位）」

「土砂災害降雨危険度（1kmメッシュ情報）」



極めて危険 警戒レベル4相当
非常に危険 警戒レベル3相当
注意 警戒レベル2相当
判定対象外

「土砂災害降雨危険度（1kmメッシュ情報）」のサイトは、右のQRコードから直接アクセスできます。

<http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMesh.php>
(PC、スマートフォン、携帯電話共通アドレス)

滋賀県土砂防災

で 検索



6 普及啓発、土砂災害ハザードマップ等の作成支援 等

■ 土砂災害防止の普及啓発を行う

自治会や学校、要配慮者利用施設からの要請に応じ、土砂災害防止に関する砂防出前講座を実施しています。また、土木事務所の管轄区域毎に市町と組織する「水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」では、地域のハザードマップや避難計画の策定支援に取り組んでいます。

6月の土砂災害防止月間には、講演会の実施や、啓発グッズの配布等により、警戒避難の重要性等についての啓発広報活動に取り組むとともに、全国統一防災訓練、情報伝達訓練を実施しています。

また、小中学生を対象とした「土砂災害防止に関する絵画・作文コンクール」等も実施しています。



砂防出前講座（近江八幡市小船木町自治会）